

令和4年度高等学校教科書の訂正に関するお知らせ

現在ご使用いただいております弊社発行の高等学校教科書「情報Ⅰ（情Ⅰ 710）」につきまして、以下、訂正がございます。先生方、生徒、保護者の方々に大変ご迷惑をおかけいたします。深くお詫び申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

高等学校「情報Ⅰ（情Ⅰ 710）」

頁・箇所	原文（誤）	訂正文（正）	理由
19頁・20行目	(略) <u>メディア・リテラシー</u> を身につける必要がある。	(略) <u>メディア・リテラシー^③</u> を身につける必要がある。	脚注に解説を加えるため
19頁・側注	<u>メディア・リテラシー</u> ▶p. 67	③ <u>メディア・リテラシー</u> media literacy <u>メディアの意味と特性を理解したうえで、受け手として情報を正しく読み解き、送り手として正確に情報を表現・発信する能力。さらに、メディアのあり方を考え、みずから行動できる能力のこと。</u>	脚注に解説を加えるため
31頁・側注	① 個人情報 <u>氏名、住所、年齢、性別、生年月日、電話番号、電子メールアドレスなどのほか、学歴、職歴、趣味、健康状態、商品の購入履歴など、組み合わせることで本人と識別できる情報も個人情報とされる。</u>	① 個人情報 <u>氏名、生年月日などの記述によって、特定の個人を識別できる情報のほか、個人を特定できない情報でもほかの情報を組み合わせることで容易に個人を識別できるものも個人情報となる。</u>	より適切な表現にするため
31頁・図	※ただし、事業者側に規定 <u>違反</u> がある場合。	※ただし、事業者側に規定 <u>違反</u> などがある場合。	個人情報保護法改正に伴う変更
35頁・側注	④ ソーシャルエンジニアリング 人の心理的な隙や行動のミスにつけ込み <u>情報通信技術を使わずにパスワードなどの重要な情報を盗み出すこと。</u> (略)	④ ソーシャルエンジニアリング 人の心理的な隙や行動のミスにつけ込み、 <u>パスワードなどの重要な情報を盗み出すこと。</u> (略)	より適切な表現にするため
35頁・12～13	(略) <u>「暗証番号＋生体認証」のように異なる2つの要素を組み合わせた二要素認証</u> なども活用されている。	(略) <u>「暗証番号＋生体認証」などのように異なる2つ以上の情報を組み合わせた多要素認証</u> なども活用され	より適切な表現

行目		ている。	現にするため
35 頁・側注	生体認証 ▶ p. 176	生体認証, <u>多要素認証</u> ▶ p. 176	参照させる用語の追加
67 頁・19 行目	(略) 適切に活用する能力としてのメディア・リテラシー ^② が求められている。	(略) 適切に活用する能力としてのメディア・リテラシーが求められている。	脚注の解説を19 頁へ移動するため
67 頁・側注	<u>③メディア・リテラシー</u> <u>media literacy</u> <u>メディアの意味と特性を理解したうえで、受け手として情報を正しく読み解き、送り手として正確に情報を表現・発信する能力。さらに、メディアのあり方を考え、みずから行動できる能力のこと。</u>	<u>メディア・リテラシー ▶ p. 19</u>	脚注の解説を19 頁へ移動するため
71 頁・側注	<u>⑥データ転送レート</u> data transfer rate (略) 単位は bps (ビット毎秒) を使うことが多い。	<u>⑥データ転送レート</u> data transfer rate (略) 単位は bps (ビット毎秒) を使うことが多く、データの大きさにより K (キロ) や M (メガ), G (ギガ) などの接頭語 (p. 76 参照) を用いる。	よりわかりやすい表現にするため
176 頁・14 行目	(略) 情報を組み合わせた <u>二要素認証</u> が用いられることが多い。	(略) 情報を組み合わせた <u>多要素認証</u> が用いられることが多い。	より適切な表現にするため
176 頁・側注	(側注①の解説文下のスペース)	<u>◆多要素認証と二要素認証</u> <u>2つの情報の組み合わせで行う認証を二要素認証ともいい、多要素認証の中でもよく用いられる。</u>	よりわかりやすい表現にするため
218 頁・右上	〈2003 年 5 月 30 日公布, <u>2019 年 5 月 31 日改正</u> (抜粋)〉	〈2003 年 5 月 30 日公布, <u>2021 年 5 月 19 日改正</u> (抜粋)〉	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・左段 2~7 行目	第一条 (目的) この法律は、 <u>高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、</u> (略) 国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、 <u>個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が</u> (略)	第一条 (目的) この法律は、 <u>デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、</u> (略) 国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、 <u>個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が</u> (略)	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・左段 34 行目	別することができるもの <u></u>	別することができるもの <u>7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</u>	個人情報保護法改正に伴う変更
218	【第四章 個人情報取扱事業者の義	【第四章 個人情報取扱事業者等の	個人情報保護

頁・左 段 35 行 目	務等】	義務等】	法改正に伴う 変更
218 頁・左 段 36 行 目	第一節 個人情報取扱事業者の義務	第二節 個人情報取扱事業者及び個人 関連情報取扱事業者の義務	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・左 段 37 行 目	第十五条（利用目的の特定）個人情報 取扱事業者は、個人情報を取り（略）	第十七条（利用目的の特定）個人情報 取扱事業者は、個人情報を取り（略）	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・左 段 40 行 目	第十六条（利用目的による制限） 個人 情報取扱事業者は、あらかじめ（略）	第十八条（利用目的による制限） 個人 情報取扱事業者は、あらかじめ（略）	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・左 段 43 行 目	第十七条（適正な取得）個人情報取扱 事業者は、偽りその他不正の手（略）	第二十条（適正な取得）個人情報取扱 事業者は、偽りその他不正の手（略）	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・左 段 45 行 目	第十八条（取得に際しての利用目的の 通知等）個人情報取扱事業者（略）	第二十一条（取得に際しての利用目的 の通知等）個人情報取扱事業者（略）	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・左 段 49 行 目	第十九条（データ内容の正確性の確保 等）個人情報取扱事業者は、利（略）	第二十二条（データ内容の正確性の確 保等）個人情報取扱事業者は、利（略）	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・右 段 1 行 目	第二十条（安全管理措置）個人情報取 扱事業者は、その取り扱う個人（略）	第二十三条（安全管理措置）個人情報 取扱事業者は、その取り扱う個人（略）	個人情報保護 法改正に伴う 変更
218 頁・右	第二十三条（第三者提供の制限） 個人 情報取扱事業者は、次に掲げる場合 を除くほか、あらかじめ本人の同意を 得ないで、個人データを第三者に提供 してはならない。 （略） 四 国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令の定 める事務を遂行することに対して協 力する必要がある場合であって、本人 の同意を得ることにより当該事務の 遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	第二十七条（第三者提供の制限） 個人 情報取扱事業者は、次に掲げる場合を 除くほか、あらかじめ本人の同意を得 ないで、個人データを第三者に提供し てはならない。 （略） 四 国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令の定 める事務を遂行することに対して協 力する必要がある場合であって、本人 の同意を得ることにより当該事務の 遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 <u>五 当該個人情報取扱事業者が学術 研究機関等である場合であって、当該 個人データの提供が学術研究の成果 の公表又は教授のためやむを得ない とき。</u> 六 当該個人情報取扱事業者が学術	個人情報保護 法改正に伴う

段 4～ 16 行目		<u>研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。</u> <u>七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。</u>	変更
218 頁・右 段 17～ 18 行目	第二十八条（開示）本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの <u>開示を請求することができる。</u>	第三十三条（開示）本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの <u>電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。</u>	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・右 段 19 行 目	第二十九条（訂正等）本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人（略）	第三十四条（訂正等）本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・右 段 22～ 24 行目	第三十条（利用停止等）本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが <u>第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであると（略）</u>	第三十五条（利用停止等）本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが <u>第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであると（略）</u>	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・右 段 27 行 目	【第六章 雑則】	第六節 雑則	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・右 段 28～ 40 行目	第七十六条（適用除外）個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その <u>個人情報等</u> を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、 <u>第四章の規定は、適用しない。</u> （略） 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 <u>学術研究の用に供する目的</u> 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的	第五十七条（適用除外）個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その <u>個人情報等及び個人関連情報</u> を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、 <u>この章の規定は、適用しない。</u> （略） 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的 【第六章 個人情報保護委員会】 第一節 設置等 第三百三十条（設置） <u>内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会を置く。</u>	個人情報保護法改正に伴う変更
218 頁・右 段 41	【第七章 罰則】 第八十四条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、 <u>六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</u>	（削除）	個人情報保護法改正に

<p>～52 行 目</p>	<p><u>第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</u> <u>一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u> <u>二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p>		<p>伴う変更</p>
<p>222 頁・左 段 22～ 23 行目</p>	<p><u>タスク管理</u>……………<u>121</u> <u>単一回答型</u>……………<u>203</u></p>	<p><u>タスク管理</u>……………<u>121</u> <u>多要素認証</u>……………<u>176</u> <u>単一回答型</u>……………<u>203</u></p>	<p>よりわかりやすい表現にするため</p>
<p>資料 22 頁・右 表</p>	<p><u>NN Nに続いて子音が来れば</u> <u>Nだけで「ん」になる</u> <u>(例)にんげん→NINGENN</u></p>	<p><u>NN</u></p>	<p>よりわかりやすい表現にするため</p>